平成２４年（フ）第１４９号
東京都大田区南雪谷１丁目３－３－403
債務者　安部　雅之
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１－２－407
債務者　仲佐　充男（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５号
東京都大田区蒲田１丁目26－６－408
債務者　山崎　勝好
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６号
東京都板橋区稲荷台20－16－201
債務者　中山　健市
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６０号
東京都江戸川区東葛西２丁目16－11－201
債務者　土門　　昶
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６１号
東京都足立区綾瀬７丁目16－14－101
債務者　根岸　久雄
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６３号
東京都小平市喜平町３丁目３－１－207
債務者　原島　利夫
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４号
東京都大田区南蒲田１丁目26－１－311
債務者　森　　雄治
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７６号
東京都港区高輪２丁目19－17－712
債務者　池元　勝美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７７号
東京都文京区水道２丁目13－12－101
債務者　中村　竜二
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８号
東京都世田谷区世田谷１丁目31－３　第一紫荘102
債務者　原田　一隆
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８６号
東京都小金井市本町５丁目23－31－201
債務者　小川　悠美（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２７８号
横浜市磯子区杉田３丁目25番１－305号
債務者　和田　久代
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５２号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目４番14号　サニーハイツ201
債務者　東條　　仁
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６３号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目30番地の33　ドリームアロー湘南台105
債務者　會沢　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８８号
神奈川県藤沢市善行６丁目７番５号、住民票上の住所神奈川県藤沢市善行６丁目７番３号
債務者　斉藤スミ子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部